

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

法令名		肥料の品質の確保等に関する法律				法令番号		昭和 25 年法律第 127 号		
手続名		事故肥料の譲渡許可				根拠条項		第 19 条		
審査基準		申請書の記載事項が政令第 3 条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許可する。								
受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間		30 日	目次	
						標準経由期間		一日	No.	